

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター
の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日

規則第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第64号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第10条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(従業者)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 施設長 1

(2) 指導員 2以上

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。